

**秋田市物価高騰支援給付金給付事業(不足額給付分)業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣 旨**

この実施要領は、秋田市物価高騰支援給付金給付事業（不足額給付分）業務を委託するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

**2 業務概要**

(1) 業務名

秋田市物価高騰支援給付金給付事業（不足額給付分）業務委託

(2) 業務内容

別添「秋田市物価高騰支援給付金給付事業（不足額給付分）業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年11月28日（金）まで

(4) 委託料上限額

74,055,300円（消費税および地方消費税を含む。）

**3 参加資格要件**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。
- (2) 過去2年間に本市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 市税に滞納がないこと。
- (6) 応募者、応募者の役員又は応募者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

**4 スケジュール**

公募開始                      令和7年4月25日（金）

質問受付期限                令和7年5月9日（金）正午

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 質問回答期限      | 令和 7 年 5 月 13 日（火）        |
| 参加表明書提出期限   | 令和 7 年 5 月 15 日（木） 正午     |
| 参加可否連絡期限    | 令和 7 年 5 月 16 日（金）        |
| 企画提案書提出期限   | 令和 7 年 5 月 22 日（木） 午後 5 時 |
| プレゼンテーション   | 令和 7 年 5 月 28 日（水）（予定）    |
| 選考結果 H P 公開 | 令和 7 年 5 月 30 日（金）（予定）    |
| 業務委託契約締結    | 令和 7 年 6 月中旬（予定）          |

※ スケジュールは予定であるため、日時等変更する場合がある。

## 5 参加方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式 1）

イ 会社概要書（任意様式。ただし A 4 版とする）

※ 会社名、所在地、業務概要、会社設立年月日、連絡先の記載があるものの。

ウ 法人の登記事項証明書（写し可）

※ 提出日の 3 か月以内に発行されたもの。

エ 誓約書（様式 2）

オ 業務履行実績調書（様式 3）

カ 市税に未納がない証明書（写し可）

※ 秋田市市民税課で発行を受けること。

※ 提出日の 3 か月以内に発行されたもの。

### (2) 提出部数

1 部

### (3) 提出先

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市企画財政部市民税課（秋田市役所 2 階）

### (4) 提出期限

令和 7 年 5 月 15 日（木）正午までに市民税課に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。郵送の場合は、必ず電話でその到達を確認すること。

### (5) 受付時間

平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、5 月 15 日（木）のみ正午

までとする。

(6) 参加可否の連絡等

参加可否は、令和7年5月16日（金）までに電子メールにより通知する。なお、参加できない応募者には、その理由を付して電子メールにより通知する。

## 6 質疑応答

実施要領、仕様書および企画提案書等に係る質疑については、質問書（様式4）により受け付けるものとする。

(1) 提出期限

令和7年5月9日（金）正午までとし、電子メールにより市民税課へ提出すること。必ず電話でその到達を確認すること。

(2) 提出先

e-mail ro-fnct@city.akita.lg.jp

(3) 回答期限

提出された質疑に対する回答は、令和7年5月13日（火）までに、電子メールで質問者に回答するとともに、市民税課ホームページで公開するものとする。また、質問者の名称は公表しない。

## 7 企画提案書等の提出

企画提案に参加する事業者は、企画提案書等を次により提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書

提案は、仕様書の内容に沿ったものとし、1者1案に限るものとする。様式は自由、ただしA4版を基本とし、A3版等を用いる時は、A4サイズに折りたたんで提出すること。ページ数は、表紙裏表紙を除き20ページ以内とし、ページ下部に通し番号を付すこと。

企業名の記載、押印等は正本のみに行い、副本については、参加可否の連絡時に通知するプレゼンテーション用の呼称を記載し、参加者を特定することができると内容の記述（具体的な会社名や記号等）を行わないこと。

イ 見積書

様式自由、ただしA4版とする。また、金額は税込みとすること。経費の内訳が分かるように記載すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

(3) 提出先

5 (3)に同じ

(4) 提出期限

令和7年5月22日（木）午後5時までに市民税課に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。郵送の場合は、必ず電話でその到達を確認すること。

(5) 受付時間

平日の午前9時から午後5時までとする。

## 8 企画提案に対するプレゼンテーションおよびヒアリング

次により企画提案書に係るプレゼンテーションおよびヒアリング（質疑応答など）を実施する。各提案者ごとの実施時間、集合場所などは、あらかじめ電子メールで通知する。

(1) 実施日（予定）

令和7年5月28日（水）

(2) 実施場所

秋田市役所内会議室を予定（後日通知）

(3) 出席者

3名以内

(4) 持ち時間

25分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）

(5) 機材等

スクリーンおよびプロジェクターは秋田市が用意する。その他の機器が必要な場合は、提案者が準備すること。

(6) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提出した企画提案書に沿って説明を行うものとし、新たな資料の提出は認めない。

## 9 受託候補者の選定

(1) 参加者からの企画提案書およびプレゼンテーションの内容、ヒアリングに基づき、秋田市物価高騰支援給付金給付事業（不足額給付分）業務委託公募型プロポーザル審査委員会において審査をし、受託候補者を選定する。

(2) 審査項目および評価点などについては、別紙「秋田市物価高騰支援給付金給付事業（不足額給付分）業務委託審査基準表」のとおりとする。

(3) 各審査委員の評価点の合計が最高点の提案者を受託候補者を選定する。最高点が同点の場合は、審査委員会の協議により選定する。

- また、2番目に高い提案者を次点候補者に選定し、最高点の提案者が辞退した場合や契約締結の交渉が不調のときは、次点候補者を繰り上げることとする。
- (4) 受託候補者に選定する評価点の最低点は各審査項目の合計点の6割とし、審査委員全員の評価点を合計し人数で除した点数がそれに満たない場合は、最高点の者であっても受託候補者に選定しないものとする。
- (5) 応募者が1者であった場合も、プレゼンテーションおよびヒアリングは実施する。
- (6) 選定結果は、企画提案書を提出した者に対し、書面により通知する。
- (7) 受託候補者の決定後、選定結果、各提案者（選定されなかった者については会社名を除く。）の順位、評価点など選定の経過について、令和7年5月30日（金）を目処に市民税課のホームページで公表する。
- (8) 受託候補者に選定されなかった者は、令和7年6月6日（金）正午までに、次に定めるところにより、電子メールで非選定理由について説明を求めることができる。回答は、令和7年6月10日（火）を目処に書面により行う。
- ア 提出様式 様式自由、ただしA4版とする。
- イ 提出先 6(2)に同じ

## 10 契約の締結

9により選定した者と契約の交渉を行う。仕様書に記載の無い事項や、効率的な事務処理に資する提案内容があった場合および国等から新たに通知があった場合には、秋田市と受託者で協議・調整を行った上で、本業務の仕様を変更できるものとする。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。また、仕様書に記載の数量、日程はすべて想定であり、実際の数量、日程は、契約締結後に秋田市と受託者が協議し決定する。

交渉が不調のときは、次点候補者と契約の交渉を行う。

## 11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類の記載およびヒアリングの説明や質疑応答に虚偽があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査委員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合

## 12 留意事項

- (1) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション、ヒアリング等本プロポーザ

ルに要する費用は、応募者の負担とする。

- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、応募者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (5) 秋田市は業者選定後、選定した業者の企画提案内容に拘束されない。
- (6) 提出後における提出書類の変更、修正、追加および再提出は認めない。

### 13 問合せ先

秋田市企画財政部市民税課調整給付担当

担当者 成田、高橋

電 話 018-888-5476

e-mail ro-fnct@city.akita.lg.jp